

## 総務部

- 1 会員の指導、連絡、人事に関する事項
  - (1) 会員の法令遵守、倫理意識の高揚
  - (2) 本人確認、意思確認及び記録の作成の徹底
  - (3) 事件簿、業務報告書の適正な作成の徹底
  - (4) 市民窓口運営委員会、紛議調停委員会、非司法書士排除委員会、綱紀調査委員会、注意勧告小理事会、量定意見小理事会、の公正適正な運営
  - (5) 電子メールによる会員通知の徹底
  - (6) 新入会員、編入会員等の登録調査の実施
  - (7) 会員の入会、退会に関する事務
  
- 2 会及び会員の業務等に関する事項
  - (1) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査
  - (2) 団体司法書士賠償責任保険への加入促進
  - (3) 団体個人情報漏えい保険への加入促進
  - (4) 司法書士国民年金基金の案内
  - (5) 個人情報保護法改正に関する対応
  
- 3 会則、規則、規程等に関する事項
  - (1) 日司連の会則、規則、規程等の基準の改正もしくは制定に伴う当会の会則、規則、規程等の改正もしくは制定
  - (2) 規則、規程等の改正等履歴整理作業
  
- 4 事務局に関する事項
  - (1) 将来を見据えた事務局職員の養成
  - (2) 事務局職員の就業規律の徹底
  - (3) 事務局と役員、委員等との事務処理の棲み分け
  
- 5 合同会館に関する事項
  - (1) 合同会館管理運営合同委員会の開催
  - (2) 消防用設備等の点検、消防訓練の実施（土地家屋調査士会と合同）

## 企画部

### 1 業務の改善に関する企画、立案

(1) 当会のウェブサイト、IT環境の改善、ウェブサイトのリニューアル

### 2 業務に関する調査・研究

(1) 業務推進専門部（空家問題、民法改正、会社・法人登記の業務推進、悪質商法・消費者問題）における業務推進への取り組み

#### (2) 法教育関連

① 小学校・中学校・高校その他各種学校への出前講座

（広報部との合同事業）（プロボノ活動対策室）

- ・主権者教育
- ・悪質商法
- ・消費者問題
- ・労働問題
- ・人生設計やお金の問題            など

② 小学生を対象とした親子法律教室

#### (3) 会員を対象とした研修会の開催

- ・墓地、埋葬に関する研修会
- ・財産管理に関する研修会
- ・無戸籍に関する研修会
- ・入管法、査証に関する研修    など

#### (4) 社会貢献事業関係（プロボノ活動対策室）

① 障害者、高齢者、児童の虐待防止対策、自死問題対策

・各種の会議、講演、セミナー等への参加及び講師の派遣、資料等の収集、各団体との連携

② 高齢者虐待問題に関する関係機関との合同相談会

（相談事業部との合同事業）

③ 法律や各地方自治体の制定する条例等への意見提言

- (5) 司法書士の業務に関連する法令等の調査、研究
  - ・民法改正、司法書士法改正、その他
  - ・遺産承継業務（規則31条業務）に関する調査研究
- (6) 愛媛新聞への記事の掲載（継続）（広報部との合同事業）
  - ・「相続登記クリニック」の記事の掲載（毎月第3金曜日）
- (7) 外国人向け司法書士無料法律相談会のパンフレット作成

3 業務関係図書及び物品の購入のあっせん、頒布に関する事項

- (1) 会員に対しての業務関連図書の案内
- (2) 必要な業務関連図書の購入
- (3) 当会の業務関連図書等の整備

4 企画部の組織についての検討

企画部内でのプロボノ活動対策室および業務推進専門部の活動内容や組織内での位置づけについて検討し、必要であれば、組織再編を行う。

## 広 報 部

### 1 部事業関係

- (1) 司法書士の日記念事業「市民公開講座」の開催
- (2) 司法書士の日・土地家屋調査士の日記念登記法律相談・公正証書相談会
- (3) ホームページのリニューアル
- (4) 広報用印刷物等のリニューアル
- (5) 相続登記はお済みですか月間広報
- (6) 講師対応可能者の育成を目的とする勉強会（研修）の開催

### 2 インターネットの利用

- (1) Facebook による情報発信
- (2) ホームページによる情報発信

### 3 講師等派遣関係

- (1) 消費生活相談員等スキルアップ研修会
- (2) 法教育出前講座
- (3) 愛媛県用地対策連絡協議会（用対連）研修会
- (4) 悪質商法被害防止見守りネットワーク推進会議

### 4 共催協力関係

- (1) 司法書士の日・土地家屋調査士の日記念登記法律相談・公正証書相談会
- (2) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

## 研 修 部

### 1 会員研修について

#### (1) 業務研修会の実施

日司連会員研修規則第4条第2項に基づき、会員に求められる年間12単位以上の単位取得（うち6単位以上は、連合会、ブロック会、本会及び支部が実施する研修による研修単位であること）をすべての会員が達成できることを目標に業務研修会を計画する。

- ① 外部講師及び内部講師による集合研修
- ② 日司連研修ライブラリを利用した研修（DVD研修）並びにインターネットを利用した日司連の実施する各種研修会の同時配信研修会の開催
- ③ 集合研修会や、日司連の実施するネット同時配信研修会を、東予、中予、南予に各会場を設置し、出来るだけ全県下で同時配信研修を行い、全県下の会員が研修会に出席しやすくする様に同時配信研修用インターネットストリーミングシステムの万全な早期構築に向けて引き続き努力・研究をする。

#### (2) 倫理研修の実施

単位会会員全員を対象に、司法書士として求められる倫理意識の高揚を目的とした研修を実施する。

#### (3) 日司連、四国ブロック会、その他関係諸団体主催の研修会の案内を行い研修機会の増加を図る。

### 2 年次制研修について

開業後一定年限を経過した会員を対象に、司法書士として求められる倫理意識の高揚を目的として、DVD研修とグループディスカッションによる倫理研修（日司連集合研修によるもの）を実施する。

### 3 新人研修について

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 中央新人研修会への対応   | 日司連主催    |
| (2) ブロック新人研修会への対応 | 四国ブロック主催 |
| (3) 配属研修の実施       | 愛媛県会     |
| (4) 集合研修会の実施      | 愛媛県会     |

4 特別研修について

四国ブロック会単独開催 高松市

5 その他、予定している研修会等（仮）

- (1) 業務研修会 「実体法分野」「旧民法について」  
平成29年7月～8月頃開催予定 ※同時配信未定
- (2) 業務研修会 「訴訟法分野」「簡裁民事訴訟の実務」  
\*複数の弁護士の講師を迎えて、模擬裁判等を行なう  
平成29年9月～10月頃開催予定 ※同時配信未定
- (3) 業務研修会 「訴訟法分野」  
民事弁護編「民事裁判における主張立証活動」  
平成29年11月11日（土）～12日（日）  
※同時配信予定
- (4) 第32回日司連中央研修会「裁判所提出書類作成業務を考える」  
平成29年12月2日（土）※同時配信予定
- (5) 業務研修会 「民事法分野」「遺産承継業務の実務」  
平成30年1月20日（土）※同時配信予定
- (6) eラーニング研修 不動産法・不動産登記法分野  
「工場抵当・工場財団抵当登記手続の実務」
- (7) 商業・法人・会社法分野  
「新・法人登記入門(社会福祉法人・医療法人)」
- (8) 司法書士制度分野（業務能力開発）  
「司法書士のための会計処理の実務」
- (9) 民事法分野「旧民法」
- (10) 民事法分野
  - ①「新法令研修・改正民法（債権関係）の解説」
  - ②「親族・相続法」 ※法案成立を前提とする。

- (11) 司法書士制度分野（司法書士の歴史）「司法書士史」
- (12) 不動産登記分野「旧民法」※（既存 e ラーニング<sup>®</sup> 使用予定）
- (13) 商業・法人登記分野「各種法人」※（既存 e ラーニング<sup>®</sup> 使用予定）
- (14) その他の分野 「職務上請求」収録：日司連ホール

## 6 その他

- (1) 年次制研修会欠席者に対する年次制研修会代替研修の実施
- (2) 民法改正に対する継続した研究に対応すべき専門委員会等受け皿の立ち上げ
- (3) 商業法人登記に関する継続した研究に対応すべき専門委員会等受け皿の立ち上げ

\*上記はあくまで予定であり、実施できない事業もありうる

## 相談事業部

- 1 司法書士による法的サービス提供
  - (1) 無料相談会の開催
    - ① 継続的相談会、単発的相談会への対応
    - ② 司法過疎地支援の充実
    - ③ 東日本大震災被災者等への支援
  - (2) 司法書士総合相談センターの円滑な運営
    - ① 相談員の充実
    - ② 相談員に対する相談研修
    - ③ 広報活動の検討
- 2 消費者問題対策
  - (1) 愛媛県及び県内各市町における多重債務者相談会への対応
  - (2) 消費者問題対応相談会への対応
- 3 人権問題対策
  - (1) こころとくらしの相談会事業（自殺対策）
    - ① こころとくらしの市民無料相談会
    - ② 街角なんでも相談カフェ
    - ③ ベッドサイド法律相談
  - (2) 障害者高齢者への虐待防止
  - (3) 犯罪被害者支援
- 4 法テラス愛媛に対する協力
  - (1) 民事法律扶助法律相談員の派遣
  - (2) 民事法律扶助審査会委員の派遣
  - (3) 民事法律扶助業務契約司法書士の拡大、充実
- 5 司法書士調停センターの対応の検討

## 会報編集専門部

平成29年度発行予定

第1回 平成29年8月1日発行第193号

第2回 平成30年1月1日発行第194号（新年号）

上記のとおり発行予定です。

# 平成29年度収支予算書(案)

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	前年度 (28年) 予算額 (B)	差 異 (A)-(B)	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 特定資産運用収入				
特定資産利息収入	7,000	7,000		(注1)
② 入会金収入				
入会金収入	225,000	270,000	△ 45,000	新入会員5名×45,000円
③ 会費収入				
定額会費収入	48,576,000	49,728,000	△ 1,152,000	253名×16,000円×12月
事件数割会費収入	10,880,000	9,600,000	1,280,000	160円×68,000件
会費収入計	59,456,000	59,328,000	128,000	
④ 事業収入				
用紙売上高収入	550,000	550,000		
ホール利用料収入 (合同会館)	175,000	175,000		
自動販売機売上収入 (合同)	30,000	30,000		
事業資金受取利息収入	520	720	△ 200	
事業収入計	755,520	755,720	△ 200	
⑤ 負担金収入				
補助者負担金収入	1,235,000	1,240,000	△ 5,000	1名当たり年間5,000円×247名
⑥ 寄付金収入				
寄付金収入	-	200,000	△ 200,000	
⑦ 助成金	1,042,000	1,200,000	△ 158,000	三浦基金助成金
⑧ 雑収入				
受取利息収入	4,000	4,000		一般会計の預金利息収入
事務所費用収入	826,000	70,000	756,000	リーガル・松山支部・制連の事務所費用
雑収入	1,000,000	1,000,000		祝儀・事務手数料・広告料等
雑収入計	1,830,000	1,074,000	756,000	
事業活動収入計	64,550,520	64,074,720	475,800	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
用紙仕入高	600,000	600,000		戸籍の用紙代
広報費支出	3,500,000	3,500,000		P R活動・講師派遣・対外活動等
会報編集費支出	700,000	700,000		会報発行等
研修費支出	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	各種研修会・倫理研修会・講師養成等
企画費支出	1,800,000	1,500,000	300,000	業務改善・プロボノ活動等
相談事業費支出	2,100,000	2,100,000		司法書士法律相談等
三浦基金活動費	1,600,000	1,600,000		三浦基金相談費旅費等
特定部門事業費支出	200,000	200,000		
支部交付金	4,700,000	4,700,000		
固定資産税支出 (合同)	700,000	700,000		
水道光熱費支出 (合同)	300,000	300,000		
維持管理費支出 (合同)	650,000	650,000		
会議費支出 (合同)	100,000	100,000		
自動販売機電気代支出 (合同)	30,000	30,000		
保安費支出 (合同)	175,000	175,000		
備品費支出 (合同)	150,000	150,000		
雑支出	200,000	200,000		特別会計支出
事業費支出計	18,705,000	18,705,000		
② 管理費支出				
役員報酬支出	2,650,000	2,650,000		(注2)
給料手当支出	14,000,000	14,000,000		給料・期末・通勤・超勤手当等
退職金	3,547,500		3,547,500	
社会保険料支出	2,300,000	2,500,000	△ 200,000	事務職員社会保険料
福利厚生費支出	310,000	307,000	3,000	
厚生費支出	165,000	162,000	3,000	事務職員厚生費
事務職員健康診断費支出	145,000	145,000		
会議費支出	6,900,000	6,900,000		
総会費支出	1,300,000	1,300,000		会場費・資料代等
役員会費支出	1,850,000	1,850,000		理事会・常任理事会等
委員会・部会費支出	3,500,000	3,500,000		委員会
支部長会費支出	250,000	250,000		支部長会
交際費支出	1,000,000	1,000,000		
慶弔費支出	600,000	600,000		
その他交際費支出	400,000	400,000		支部総会ご祝儀等
旅費交通費支出	2,500,000	1,950,000	550,000	日司連総会・会長会・四プロ理事会等
通信費支出	700,000	730,000	△ 30,000	
通信費支出	400,000	450,000	△ 50,000	
電話料支出	300,000	280,000	20,000	
備品費支出	250,000	250,000		PCソフト・オフィス家具等
事務消耗品費支出	4,500,000	1,600,000	2,900,000	事務用品・ホームページ作成費等
印刷費支出	500,000	920,000	△ 420,000	封筒等
水道光熱費支出 (専有部分)	550,000	550,000		電気・水道代等(専用部分)
渉外費支出	150,000	150,000		
保険料支出	1,526,000	1,556,000	△ 30,000	
全員加入賠償保険支出	1,476,000	1,506,000	△ 30,000	1年分 6,000円×246名
個人情報漏えい保険支出	50,000	50,000		
負担金支出	19,952,200	21,066,400	△ 1,114,200	
日司連負担金支出	17,712,000	18,432,000	△ 720,000	246名×6,000円×12月
日司連特別会費支出	1,771,200	2,150,400	△ 379,200	246名×700円×6月 246×500円×6月
四プロ負担金支出	469,000	484,000	△ 15,000	246名×1,500円+100,000円
雑支出	900,000	600,000	300,000	NHK・新聞・委託料等
管理費支出計	62,235,700	56,729,400	5,506,300	
事業活動支出計	80,940,700	75,434,400	5,506,300	
事業活動収支差額	△ 16,390,180	△ 11,359,680	△ 5,030,500	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入				
財務調整積立預金取崩収入	2,500,000		2,500,000	ホームページ作成費等
退職給付引当資産取崩収入	3,547,500		3,547,500	
② 固定資産売却収入				
合同会館営繕預金取崩収入				
投資活動収入計	6,047,500		6,047,500	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	1,000,000	800,000	200,000	
財務調整基金積立支出				
会館営繕積立支出				
特定資産取得支出計	1,000,000	800,000	200,000	

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	前年度 (28年) 予算額 (B)	差異 (A)-(B)	備 考
② 固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
合同会館営繕積立支出	1,250,000	1,250,000		
合同会館保険料積立支出	85,000	85,000		
固定資産取得支出計	1,335,000	1,335,000		
投資活動支出計	2,335,000	2,135,000	200,000	
投資活動収支差額	3,712,500	△ 2,135,000	5,847,500	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計				
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
IV 他会計振替額				
V 予備費支出	3,666,576	5,502,768	△ 1,836,192	
当期収支差額	△ 16,344,256	△ 18,997,448	2,653,192	
前期繰越収支差額	19,452,424	24,290,079	△ 4,837,655	
次期繰越収支差額	3,108,168	5,292,631	△ 2,184,463	

(注1) 財務調整基金、退職準備積立金、会館営繕積立金の預金利息収入

(注2) 会長・副会長・常任理事・理事・監事・委員長・対策部長

(注3) 40万円×6支部+支部会員数×1万円 (上限100万円)

(※) 各科目間の流用ができる。